

各位

会社名 グリー株式会社  
代表者名 代表取締役会長兼社長 田中 良和  
(コード番号：3632 東証プライム)  
問合せ先 取締役上級執行役員最高財務責任者 大矢 俊樹  
(TEL. 03-5770-9500)

## 上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について

当社は、2022年9月27日に「上場維持基準の適合に向けた計画」を提出し、また2023年9月27日に「上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況について」を提出して、その内容について開示しております。本日「株式の海外売出しに関するお知らせ」にて公表した今後のKDDI株式会社による当社株式の海外売出し（以下「本海外売出し」といいます。）の実施によって、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）のプライム市場において上場維持のために求められる流通株式比率 35%以上を充たす見込みとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、本海外売出しに係る事項に関しては、本日公表の「株式の海外売出しに関するお知らせ」をご参照ください。

## 記

### ○当社の上場維持基準の適合状況の推移

当社は、2022年6月末及び2023年6月末時点において、流通株式比率がプライム市場の上場維持基準を充たしておりませんでした。計画に基づいた固定的な株主の本海外売出しの結果、プライム市場において上場維持のために求められる流通株式比率 35%以上を充たす見込みとなりました。

ご注意： 本記者発表文は、当社の上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。本記者発表文で言及されている当社株式は1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づき登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該株式にかかる募集又は販売を行うことはできません。米国において当該株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目録見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。

		株主数	流通株式数	流通株式 時価総額	流通株式 比率
当社の適合状況及びその推移※1	2022年 6月末時点	28,014	549,485 単位	527 億円	30.5%
	2023年 6月末時点	27,080	556,683 単位	379 億円	30.9%
上場維持基準		800	20,000 単位	100 億円	35.0%
本海外売出し実施後の適合状況見込み（当社試算）		(適合済み)	(適合済み)	(適合済み)	適合見込み※2

※1 東京証券取引所が基準日時点で把握している当社の株券等の分布状況等をもとに算出を行ったものです。

※2 本海外売出し実施後の株式市場における非流通株式に該当する事業法人や金融機関等の株主の取引動向次第では、流通株式比率35%以上を充足しない可能性があります。なお、2024年6月末時点の上場維持基準の適合状況については、2024年7月以降の東証からの判定結果に係る通知をもって、2024年9月末までに改めてお知らせいたします。

当社は、プライム市場において上場を維持するために求められる流通株式比率35%以上の達成を目指すことを目的の一つとして、計画に基づく固定的な株主の本海外売出しを実施するところですが、投資家の皆さまに投資しやすい環境を整えることは重要な課題との認識から、今後も引き続き、中長期での成長の実現やコーポレートガバナンスの充実等を通じて、中長期的な企業価値向上に努めてまいります。

以 上

ご注意： 本記者発表文は、当社の上場維持基準の適合に向けた計画に基づく進捗状況に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。本記者発表文は、米国における証券の募集又は販売を構成するものではありません。本記者発表文で言及されている当社株式は1933年米国証券法（以下「米国証券法」といいます。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録が行われているか、又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該株式にかかる募集又は販売を行うことはできません。米国において当該株式の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募を行うことを予定していません。